

収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。

指定難病・小児慢性特定疾病患者
や家族の方へ

健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)などで交流会や相談を行います。

広場 サロン	10/20 マグカップ (10/4受付開始) 11/18 ミニチュアクレイクラフト(11/2受付開始)
学習 交流会 ※一部WEBでも開催	10/29 全身性強皮症 11/1 進行性核上性麻痺 11/8 身体障害者手帳の取得 11/26 大規模災害への備え 12/10 職業センターってどんなところ? 12/14 笑い寄席
就労 相談	10/28、11/5、11/25、12/3(健康福祉プラザ) 11/9(北保健センター)
電話医 療相談	11/10、12/1 神経難病 11/19 膠(こう)原病

問 難病患者支援センター
(☎275-5056 FAX275-5038)

特定不妊治療費を助成

対象 ▶特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
▶特定不妊治療の過程における男性不妊治療(精子を採取する手術)
詳しくは市HP参照

問 保健センター(☎FAX区版1ページ)か子ども育成課(☎228-7612 FAX228-8341)

福 祉

認知症本人ミーティング



日時 10月20日(水)13時30分～15時30分
場所 大仙公園 日本庭園

問・申込 電話かFAXで住所、氏名、電話番号を10月19日までに堺市社会福祉協議会包括支援センター統括課(☎238-3636 FAX238-3639)へ。先着20人

特別障害者手当・障害児福祉手当
を受給していない方はご相談を

次の要件に該当する方は、お住まいの問へご相談ください(所得制限や認定基準あり)。

▶特別障害者手当
20歳以上の常時特別な介護が必要で、次のいずれかに該当する方(障害者関係施設・介護保険施設入所中や長期入院中の方を除く)
▷重度の障害が複数ある(精神障害と知的障害の重複は除く)
▷日常生活動作ができない重度の身体障害がある
▷重度の内部機能障害があり、絶対安静状態である
▷精神障害や知的障害(最重度)があり、日常生活が著しく困難である
▶障害児福祉手当
19歳以下で重度の障害があり、常時介護を必要とする方(施設入所や障害を支給事由とする公的年金が受給可能な方を除く)。

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

重度障害者を在宅介護される方に
支援給付金

大阪府重度障害者在宅介護支援給付金を支給します。
対象 身体障害者手帳(1級か2級)と療育手帳(A)の両方を持っている重度の障害のある方と同居する介護者
障害のある方が次の場合は対象外
▷施設入所やグループホーム入居中の方
▷入院中で付き添いが不要な方
▷特別障害者手当を受給している方

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

保 険

後期高齢者医療保険料
軽減措置を変更

世帯所得に応じた均等割額の軽減措置について、令和3年度より、判定基準額と軽減割合が見直されています。詳しくは市HP参照

問 大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06-4790-2028 FAX06-4790-2030)か区役所保険年金課(☎FAX区版1ページ)

国民健康保険 日曜窓口を開設



他の健康保険に加入している場合の喪失届や、保険料の納付相談など。
日時 10月31日(日)9～12時
場所 区役所保険年金課

問 同課(☎FAX区版1ページ)

被保険者証・医療証 11月から
新しいものをご利用ください

▶国民健康保険被保険者証
水色、簡易書留で現在送付中。未受領の方は10月13日以降、お住まいの区の問へご確認ください。
▶重度障害者医療医療証
緑色、10月中旬送付
▶ひとり親家庭医療医療証
水色、10月下旬送付

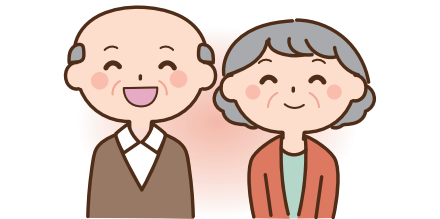
問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

特定医療費(指定難病)
受給者証の更新申請が必要です

受給者証の有効期限は12月31日です。来年も継続して医療費助成を希望する場合、有効期限内に更新申請が必要です(審査あり)。

問 区役所保健センター
(☎FAX区版1ページ)

後期高齢者医療保険料
10月に年金から支払い



10月15日(金)、公的年金からの支払い(特別徴収)を行います。今回より年金からの支払いが始まる方は、7～9月分は納付書か口座振替による納付になります。保険料の納め忘れにご注意ください。納期限までに納付のない場合、督促状や催告書を送付します。送付後も納付の確認が取れない場合、後期高齢者医療コールセンターから電話で納付案内を行います。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

年 金

付加保険料を納めると
年金額が加算されます

要件 国民年金の定額保険料月額1万6,610円(今年度)の他に、月額400円を納付
加算 65歳から受給する老齢基礎年金額(年額)に、200円×付加保険料納付月数
対象 ▶第1号被保険者(自営業者など)
▷任意加入被保険者
※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方、65～69歳で任意加入の特例による被保険者は除く

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)か堺東年金事務所(☎238-5101)

年金生活者支援給付金の請求を

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして年金生活者支援給付金が支給されます。すでに年金生活者支援給付金を受給されている方は、手続きは不要です。

対象 ▶老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方
▷65歳以上
▷同一世帯の全員が市・府民税非課税
▷前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が88万1,200円以下
▶障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が472万1,000円(扶養親族などがない場合)以下である方

請求手続 ▶新たに対象となる方
日本年金機構から請求書が送付されています。返送されていない方は、できるだけ早く返送してください。
▶年金を受給し始める方
年金の請求手続きと併せて請求手続きをしてください。詳しくは日本年金機構HP参照

問 同機構「給付金専用ダイヤル」(☎0570-05-4092)か堺東年金事務所(☎238-5101)、区役所保険年金課(☎FAX区版1ページ)

税 金

市・府民税第3期分の納期限は
11月1日です

納付方法については納付書または市HP(QRコード)でご確認ください。



問 納税課(☎FAX区版1ページ)か税務運営課収納係(☎228-3957 FAX228-7618)

65歳になった方は
10月以降年金からの支払いに

対象 令和3年4月1日現在65歳で一定の条件に該当する方
10月から個人市・府民税は公的年金からの支払い(特別徴収)になります。税の負担額は変わりません。詳しくは市HP(QRコード)参照

問 市民税課(☎0570-001-731か☎FAX区版1ページ)